

様式第 7

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 7 号の
規定による認定申請書

年 月 日

蟹江町長 殿

申請者

住 所

氏 名

私は (注 1) が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 7 号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

- 1 金融機関からの総借入金残高のうち、 からの借入金残高の占める割合

$$\frac{\text{A 年 月 日の からの借入金残高}}{\text{B 年 月 日 (A の同期を記入) の金融機関からの総借入金残高}} \times 100$$
- 2 からの借入金残高の減少率

$$\frac{\text{C 年 月 日の からの借入金残高} - \text{D 年 月 日 (C の前年同期を記入) の からの借入金残高}}{\text{D 年 月 日 (C の前年同期を記入) の からの借入金残高}} \times 100$$
- 3 金融機関からの総借入金残高の減少率

$$\frac{\text{E 年 月 日の金融機関からの総借入金残高} - \text{F 年 月 日 (E の前年同期を記入のこと) の金融機関からの総借入金残高}}{\text{F 年 月 日 (E の前年同期を記入のこと) の金融機関からの総借入金残高}} \times 100$$

(注 1) には、経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている金融機関の名称を記入すること。

(注 2) 申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 認定を受けた日から 30 日以内に信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

第 号 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 信用保証協会への申込期間：認定日から起算して 30 日間

認定者名 蟹江町長